

第5次男女共同参画基本計画策定に当たっての 基本的な考え方(素案)【案】概要

目次

第1部 基本的な方針... 1

第2部 政策編

I あらゆる分野における女性の参画拡大

- 第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大... 2
- 第2分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和... 3
- 第3分野 地域における男女共同参画の推進... 4
- 第4分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進 ... 4

II 安全・安心な暮らしの実現

- 第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶... 5
- 第6分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備... 6
- 第7分野 生涯を通じた女性の健康支援... 6
- 第8分野 防災・復興における男女共同参画の推進 ... 7

III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

- 第9分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備 ... 7
- 第10分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進... 8
- 第11分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献 ... 8

IV 推進体制の整備・強化 ... 9

令和2年7月

基本的な方針

資料2
(未定稿)

1 男女共同参画基本計画の目指すべき社会

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

2 社会情勢の現状及び課題

- (1) 人口減少社会の本格化と未婚・単身世帯の増加
- (2) 人生100年時代の到来と働き方・暮らし方の変革
- (3) 法律・制度の整備と政治分野や経済分野を中心とした女性の政策・方針決定過程への参画拡大
- (4) AIなどの技術進歩(第4次産業革命)
- (5) 国内外で高まる女性に対する暴力根絶への問題意識
- (6) 頻発する大規模災害・世界規模の感染症
- (7) SDGsの達成に向けた世界的な潮流

3 5次計画策定における基本的な視点と取り組むべき事項等

- 男女共同参画の推進は、一人一人が個性と能力を十分に発揮できる、持続可能な活力ある社会にとって不可欠の前提。
- 主な先進国では、いわゆる管理職(管理的職業従事者)に占める女性の割合がおおむね30%以上となっている一方、我が国では約15%であるなど、国際的に大きく差を拡げられている。今が、一人一人の幸福を高めるとともに、我が国の経済社会の持続的発展を確保することができるか否かの分岐点であり、取組を一段と加速させていく必要がある。
- 同時に、支援を必要とする女性等が誰一人取り残されることのないことを目指す。
- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響と変化を踏まえながら施策を進めていくことが重要。

I あらゆる分野における女性の参画拡大

第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

基本認識

- あらゆる分野において、政策・方針決定過程に男女が共に参画することは、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある持続可能な社会を生み出すとともに、あらゆる人が暮らしやすい社会の実現につながる。
- 政府は、平成15(2003)年に「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度となるよう期待する」との目標を掲げ取組を進めてきたが、この目標は必ずしも社会全体で十分共有されなかった。こうしたことから、4次計画においては、30%という水準の実現に向けた道筋をつけることに取り組んできており、女性活躍推進法を改正し取組を強化するとともに、政治分野における男女共同参画推進法が成立し各主体における取組が始まった。
- 一方、国際社会においては、諸外国において女性の参画拡大が急速に進められており、我が国の指導的地位への女性の参画は、国際的に見て非常に遅れたものとなっている。現時点において、全体として「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度となるよう期待する」とした水準に到達しそうとは言えないものの、それに向けた道筋をつけてきた。政治分野では、政治分野における男女共同参画推進法に基づく取組が進んできているとともに、経済分野では、女性就業者数や上場企業の女性役員が増加し、民間企業の各役職段階等に占める女性の割合が着実に上昇しているなど、指導的地位に就く女性が増える土壌が醸成されてきている。
- 2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう目指して取組を進める。さらに、その水準を通過点として、指導的地位に占める女性の割合が30%を超えて更に上昇し、2030年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会となることを目指す。
- 各分野の中でも、特に、政治分野における女性の参画拡大は重要であり、率先垂範してあるべき姿を示す必要がある。経済分野においても、女性の活躍の機会を拡大していく必要がある。

1 政治分野

- 政治分野における男女共同参画の推進は、政治に多様な民意を反映させる観点から極めて重要。政治分野における男女共同参画推進法の成立を契機として、国及び地方公共団体が同法に定められた施策を着実に進める。
- 政治分野が率先垂範してあるべき姿を示すことができるよう、政党等における実効性のあるポジティブ・アクションの導入を促すことが肝要。
- 両立支援策等の環境整備や政治に参画しようとする女性の交流の機会の積極的な提供、人材の育成等が必要。候補者や政治家に対するハラスメント防止のための取組も進める。

- ア 政党、国会事務局等における取組の促進
- イ 地方公共団体・地方議会における取組の促進
- ウ 政治分野における女性の参画状況の情報収集・提供の推進
- エ 人材の育成に資する取組

2 司法分野

- 女性法曹の養成に向けた取組等を進める。

- ア 検察官
- イ 裁判官
- ウ 弁護士
- エ 法曹養成課程

3 行政分野

- 国は男女問わず働きやすい環境整備と、女性職員の採用・登用拡大に向けた取組を推進する。
- それぞれの実情に即した、地方公共団体における主体的かつ積極的な取組を推進する。

- ア 国の政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- イ 地方公共団体の政策・方針決定過程への女性の参画拡大

4 経済分野

- 女性の活躍推進は、我が国の持続的成長のために不可欠。
- 上場企業における女性役員数は増加しているが、女性役員は社外役員が多いなど、男性役員とはキャリアが異なる。
- 企業が主体的かつ積極的に女性の活躍や従業員の仕事と家庭生活の両立を推進するとともに、女性の能力開発・発揮の支援や女性起業家の支援が重要。
- 政府としては、公共調達等を活用したインセンティブ付与、資本市場等に対する情報の開示等、必要なあらゆる取組を進める。

- ア 企業における女性の参画拡大
- イ 女性の能力の開発・発揮のための支援
- ウ 女性起業家に対する支援等

5 専門・技術職、各種団体等

- 専門性の高い専門的・技術的な職業に従事する女性の割合を高める。

第2分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

基本認識

- 働きたい人全てが性別に関わりなくその能力を十分に発揮し生き生きと働くことができる環境づくりは、個人の幸福の根幹をなすものであり、我が国社会経済の活力向上の観点や我が国企業が国内外の人材や投資家から選ばれる観点からも極めて重要。
- 多様で柔軟な働き方等を通じた仕事と生活の調和がますます重要であり、男性の子育て等への参画推進が一層求められる。
- また、職場におけるセクシュアルハラスメント等のハラスメントの根絶や男女間の賃金格差の解消等は、働きたい人が性別に関わりなく活躍できる社会の実現に不可欠の前提。
- さらにポジティブ・アクションの推進等による、職場における女性の参画拡大、男女間格差の是正や女性の能力発揮を促進するための支援も重要。
- 非正規雇用労働者の待遇改善に取り組むとともに、正規雇用労働者への転換に向けた一層の取組が必要。
- 新型コロナウイルス感染症が流行するような非常時には、女性がより職を失いやすくなる懸念がある。一方で、感染症の拡大を契機として、多様で柔軟な働き方に関する新たな可能性ももたらされている。
- 以上を踏まえ、働く場における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を着実に推進する。

1ワーク・ライフ・バランス等の実現

- 働き方改革関連法等の着実な施行等を行う。また、ライフステージや個別の事情等に対応した多様で柔軟な働き方の実現を図る。
- 男性が家事・子育て・介護・社会活動等に参画し、地域との関わりを持つことが可能となる環境の整備を推進する必要がある。
- 職業人生が長くなる今後においては、若いときから仕事と生活の調和を図ることや、学び直しの機会が重要になる。

- ア ワーク・ライフ・バランスの実現のための長時間労働の削減等
- イ 多様で柔軟な働き方の実現
- ウ 男性の子育てへの参画の促進、介護休業・休暇の取得促進
- エ 女性の就業継続に向けた人材育成

2雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進

- 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に向けて、職場におけるセクシュアルハラスメント、パワーハラスメント等が行われない職場づくりを促進する。
- 男女雇用機会均等や女性活躍の推進など、男女間賃金格差の解消に向けた取組を推進する。

- ア 男女雇用機会均等の更なる推進
- イ 男女間の賃金格差の解消
- ウ 女性に対する各種ハラスメントの防止

3ポジティブ・アクションの推進等による女性の参画拡大・男女間格差の是正

- 改正女性活躍推進法の着実な施行等を進めるとともに、女性の参画が少ない業界における就業の支援を強力に進める。
- 従来の労働慣行を前提にしない働き方や管理職のマネジメントモデルの浸透により、女性の就業継続支援にとどまらず、円滑なキャリア形成を促進することが必要である。

—

4非正規雇用労働者の待遇改善、正規雇用労働者への転換の支援

- 非正規雇用労働者の待遇改善に取り組むとともに、正規雇用労働者への転換を望む非正規雇用労働者がその希望を実現できるような取組を推進する。

- ア 非正規雇用労働者の待遇改善や正規雇用労働者への転換に向けた取組の推進
- イ 公正な処遇が図られた多様な働き方の普及・推進

5再就職、起業、雇用によらない働き方等における支援

- 子育て・介護等により離職した者の再就職や起業の支援、雇用によらない働き方等における就業環境の整備を推進する。

- ア 再就職等に向けた支援
- イ 起業に向けた支援等
- ウ 雇用によらない働き方等における就業環境の整備

施策の基本的方向

第3分野 地域における男女共同参画の推進

第4分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進

基本認識

- 地方部では深刻な人口流出や少子高齢化に直面。
- 近年、若い女性の大都市圏への転入超過が増大。その背景として、**固定的な性別役割分担意識等が根強く存在しており女性の居場所と出番を奪っていること**などが考えられる。**女性にとって魅力的な地域を作らなければ、持続可能な地域社会の発展は望めない。**
- 地域における男女共同参画・女性活躍の推進は、優秀な人材の確保・定着につながり、**地域経済の持続的な発展にとって不可欠。**
- **農林水産業の持続性の確保のために女性活躍に向けた支援が不可欠。**
- 地域活動では、多様化する課題の解決に、**多様な担い手が必要であり、性別により役割を固定化しないことが重要。**
- 多様な主体と連携し、**固定的な性別役割分担意識等を解消し**様々な場面における**意思決定過程への女性の参画**を促進することなどを通じ、**公正で多様性に富んだ活力ある地域社会を構築していく。**

基本認識

- 科学技術・学術は、持続可能な発展のための基盤であり、**男女が共に参画し、その恩恵を享受できることが重要である。**
- **性差を考慮した研究・技術開発が求められる。**そのためには**女性研究者・技術者がその能力を最大限に発揮できるような環境を整備すること**が求められる。
- 研究職・技術職への女性のさらなる参画拡大のためには、**分野ごと、地域ごとの課題を精査し、実効性のある対策を促進する必要がある。**
- 意思決定を行う**理事長・学長・研究所長等の経営層等への女性登用推進**に向けた取組支援が必要である。
- 男女双方に対する**研究等と育児・介護等の両立支援や、研究・技術力の維持・向上に対する支援**など、環境整備は不可欠である。
- 科学技術系の進路への**興味関心や理解を全国的に向上させるための取組を推進し、女性の科学技術人材を育成すること**も重要である。

施策の基本的方向

| | | |
|------------------------------------|--|--|
| 1 地方創生のために重要な女性の活躍推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方創生において、女性が活躍できる地域社会の構築が鍵となる。 ○ 働く場の確保や働き方改革を含め、地域における女性の活躍を推進。 | — |
| 2 農林水産業における男女共同参画の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 農林水産業を支え、発展させていく上で、女性は重要な役割。 ○ 女性の農林水産業への関わり方は多様化しており、きめ細かな支援が必要。 ○ 女性の経営への参画、女性が働きやすい環境の整備等を推進。 | <ul style="list-style-type: none"> ア 農林水産業における政策・方針決定過程への女性参画の推進 イ 女性が能力を発揮できる環境整備 |
| 3 男女共同参画の視点に立った気候変動問題等の環境問題への取組の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 環境問題への対応において、政策・方針決定過程への女性の参画拡大、男女共同参画の視点を反映。 | — |
| 4 地域活動における男女共同参画の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域活動や地域づくりのプロセスへの女性の参画拡大やリーダーとなる女性の育成。 ○ 固定的な性別役割分担意識についての男女の意識改革を行う。 | — |

施策の基本的方向

| | | |
|--------------------------------|--|---|
| 1 科学技術・学術分野における女性の参画拡大 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 意思決定を行う理事長・学長・研究所長等の経営層等に女性研究者・技術者を積極的に登用する。 ○ 女性リーダー育成を支援する。 | <ul style="list-style-type: none"> ア 科学技術・学術分野における女性の採用・登用の促進 イ 科学技術・学術分野における女性人材の育成等 |
| 2 男女共同参画と性差の視点を踏まえた研究の促進 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 性差を考慮した研究・技術開発を促す。 ○ 研究遂行過程において女性を積極的に評価し、女性の視点を取り入れた研究プロジェクトを推進する。 | — |
| 3 男女の研究者・技術者が共に働き続けやすい研究環境の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 男女の研究者・技術者が実情に応じて柔軟な研究活動ができるよう、職場環境を整備。 ○ 研究中断等の影響を最小限に抑え、円滑な復帰が可能となるよう、競争的研究費の運用、研究者等の支援を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ア 研究活動と育児・介護等の両立に対する支援及び環境整備 イ 研究力の向上に対する支援及び環境整備 |
| 4 女子学生・生徒の理工系分野の選択促進及び理工系人材の育成 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 小・中・高等学校において、科学技術に女子児童・生徒が興味を持つような機会を増やす。 ○ 理工系進路選択に関する保護者や教員等の理解促進を行う。 ○ キャリアパスについて十分な情報提供を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ア 次代を担う理工系女性人材の育成 イ 理工系分野に関する女子児童・生徒、保護者及び教員の理解促進 |

II 安全・安心な暮らしの実現

第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

基本認識

- 女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む**重大な人権侵害**である。
- 暴力は、身体を傷つけるのみならず、心への影響も大きいものであり、その後の人生に大きな支障を来とし、**貧困や様々な困難にもつながることもある深刻な問題**である。また、女性に対する暴力の根絶には、社会における男女間の格差是正が欠かせない。
- 被害者支援に当たっては、**暴力の形態や被害者の属性等にきめ細かく対応**する視点が不可欠である。
- ICTの進化やSNSなどの新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、女性に対する暴力は一層多様化しており、迅速かつ的確に対応していく必要がある。
- 暴力の当事者とならないための教育を始めとした**暴力を容認しない社会環境の整備**等、暴力根絶のための基盤づくりの強化を図る。
- 暴力の被害者に対しては、行政と民間が連携し、**専門的な支援を早期から切れ目なく、包括的に提供する必要がある**。
- 新型コロナウイルス感染症に伴い、家庭内の暴力の増加や深刻化が懸念され、DVの相談件数が増加したことや、SNSやメールなどの多様な相談手段へのニーズの高まりも踏まえ、こうした**非常時にも機能する相談手法も含めた相談体制支援の充実**を図るとともに、**家庭に居場所のない被害者等が安心できる居場所づくりを進める**ことが重要である。
- 国際的な合意文書においては、ジェンダーに基づく暴力(Gender-Based Violence)という表現が使用されており、性別に起因する、**多様な暴力の被害者に対する支援の充実や相談に対応できる体制整備が必要**である。

施策の基本的方向

| | |
|-------------------------------|---|
| 1 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり | <ul style="list-style-type: none"> ○暴力の当事者とならないための教育、暴力を容認しない社会環境の整備に向けた啓発を強力に推進する。 ○年齢や性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、相談に繋がりがやすい体制整備や相談を促す広報・啓発等により被害の潜在化を防止するとともに、相談対応者の研修の充実等により相談対応の質の向上を図る。 |
| 2 性犯罪・性暴力への対策の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づき、令和2年度から4年度までを性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」として、実効性ある取組を推進する。 ○被害者が躊躇せず被害を訴え、相談し、包括的に支援が受けられるよう、関係府省が連携し、被害者の立場に立った効果的な支援体制の整備を進める。 ○広報啓発による性暴力等を許さない気運の更なる醸成を図る。 |
| 3 子供、若年層に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○子供や若年層であっても性暴力を認識し、加害を行わず、被害に遭った場合は被害を認識し、訴えることができるよう低年齢からの教育に関する取組を推進する。 ○子供、若年層が相談につながりやすく、精神面のケアに留意しつつ適切に保護及び支援を受けられる体制整備を推進する。 ○SNS等を通じた性暴力を防止するため、これらのツール等に着目した被害の予防・拡大防止対策を推進する。 |
| 4 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○被害者支援については、どの地域においても質の高い支援が受けられるよう相談体制の充実を図る。また、地方公共団体や民間団体等の関係機関が広範に連携し、被害者情報の保護を徹底するとともに、被害者のニーズに沿った保護、自立支援等の取組を、被害者の置かれた状況や地域の実情に応じ、切れ目なく行う。 ○被害者自身が加害者の下から離れることを求める現状の支援に留まらず、加害者対応を含め、被害者の安全を確保しつつ、現在の生活を維持しながら問題を解決するため、新たな支援の在り方を検討する。 |
| 5 ストーカー事案への対策の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○ストーカー事案に関する被害者等からの相談窓口を充実させるとともに、民間団体を含めた関係機関が連携して、被害者等の適切な避難等、迅速・的確な支援を行う。 |
| 6 セクシュアルハラスメント防止対策の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○セクシュアルハラスメントについて、意識改革、被害者が相談を受けられる体制整備、行為者に対する厳正な対処、再発防止等を推進する。 |
| 7 人身取引対策の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○関係行政機関が緊密な連携を図りつつ、また、外国の関係行政機関、国際機関、NGO等とも協力して、総合的かつ包括的な人身取引(性的サービスや労働の強要等)対策に取り組んでいく。 |
| 8 インターネット上の女性に対する暴力等への対応 | <ul style="list-style-type: none"> ○政府及び多様な関係者との協働、広報啓発の推進等の総合的な取組により、被害の予防、迅速・着実な被害の救済に向けた取組を推進する。 |
| 9 売買春への対策の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○売買春の被害からの女性の保護、心身の回復の支援や社会復帰支援のための取組、若年層等への啓発活動を促進する。 |

第6分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

第7分野 生涯を通じた女性の健康支援

基本認識

- 女性は、経済社会における男女が置かれた状況の違い等を背景として、貧困等生活上の困難に陥りやすい。とりわけ**女性の貧困は、全ての年代の女性に生じ得る**ことに留意する必要がある。
- このような貧困等生活上の困難に対する多様な支援を行うとともに、支援が届きやすくなるよう改善に努めることが必要である。また、貧困等を防止するための取組も重要である。
- 女性の貧困等を解消し、その影響を断ち切るためには、**個人の様々な生き方に沿った切れ目のない支援が必要**である。
- 性的指向・性自認に関すること、障害があること、外国人やルーツが外国であること、アイヌの人々であること、同和問題の当事者であること等を理由とした**社会的困難を抱えている者は、更に複合的な困難を抱える**ことがあるため、正しい理解を広め、**社会全体が多様性を尊重する環境づくりを進める**ことが必要である。

基本認識

- 男女が互いの**身体的性差を十分に理解**し、人権を尊重し、思いやりを持つことは、男女共同参画社会の形成の前提となる。
- 女性の心身は、思春期、妊娠・出産期、更年期、老年期と、各段階で大きく変化する特性があるため、生涯にわたる包括的な支援が必要。
- 老年期の健康寿命延伸には、更年期女性への健康支援が有効。
- 心身の健康は、暴力や貧困などの社会的要因に影響を受ける側面もあり、背景となる社会課題の解決と、的確な保健・医療の提供が有効。
- 女性の包括的健康支援の発展には、意思決定に携わる女性医師の増加が必要。それには**医師の働き方改革の推進**と、医療分野の**政策・方針決定過程への女性の参画拡大**が必要。
- 女性のスポーツ参加を促す取組**と、**女性競技者が女性特有の課題に悩むことなく健康で活躍できる環境を整備するとともに、引退後も活躍できるよう支援する**。

施策の基本的方向

| | | |
|-------------------------------------|--|---|
| <p>1 貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○働き続けたい女性が、結婚・出産・育児等を経験しても働き続けることができ、また、十分な賃金を確保できるよう、就業・生活面の環境整備を行う。 ○ひとり親家庭等に対し、養育費の確保のための取組など、世帯や子供の実情に応じたきめ細かな自立支援を行う。 ○次世代を担う子供・若者への地域の実情に即した切れ目のない支援を行う。 ○働くことができない女性が貧困に陥ることがないように、個人の様々な生き方に沿った支援を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ア 就業・生活の安定を通じた自立に向けた取組 イ ひとり親家庭等の親子が安心して生活できる環境づくり ウ 子供・若者の自立に向けた力を高める取組 |
| <p>2 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○特に高齢期の女性の貧困について、低年金・無年金者問題に対応するほか、高齢期に達する以前からあらゆる面での取組を進める。 ○社会的孤立の防止に資するため、高齢者が安全・安心かつ豊かに暮らせるコミュニティづくりの推進や社会基盤の構築を図る。 ○社会全体が多様性を尊重する環境づくりに資するよう、人権教育・啓発等を進める。 | <ul style="list-style-type: none"> ア 高齢者が安心して暮らせる環境の整備 イ 障害者が安心して暮らせる環境の整備 ウ 外国人が安心して暮らせる環境の整備 エ 女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている人々への対応 |

施策の基本的方向

| | | |
|------------------------------|--|---|
| <p>1 生涯にわたる男女の健康の包括的な支援</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○生涯を通じた健康保持のため、疾患状況や社会的決定要因が考慮された性差に応じた保健・医療を受けられるべく、包括的な健康支援策を推進。 ○生涯の心身の健康基盤を形成する重要な時期である10代～20代の健康教育等の保健の充実を図る。 ○更年期以降に発生する健康問題や疾患に対応した包括的支援の取組を推進。 | <ul style="list-style-type: none"> ア 包括的な健康支援のための体制の構築 イ ライフステージにおける取組の推進 ウ 人生100年時代の健康に向けた取組の推進 |
| <p>2 医療分野における女性の参画拡大</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○女性の健康支援ため、政策・方針決定過程への女性の参画拡大を促進。 ○女性医師の就労継続と能力発揮の環境整備に向けた医師の働き方改革を推進。 ○女性特有の疾患に専門的に対応する医師の育成・増加が必要。 | <p>—</p> |
| <p>3 スポーツ分野における男女共同参画の推進</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○女性のスポーツ参加促進に取り組む。 ○女性競技者のセカンドキャリアも見据えた準備を支援する取組を推進。 ○スポーツ団体における女性役員比率向上に向けての取組を推進。 | <p>—</p> |

第8分野 防災・復興における男女共同参画の推進

Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

第9分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備

基本認識

○災害は、地震、津波、風水害等の自然現象(自然要因)とそれを受け止める側の社会の在り方(社会要因)により、その被害の大きさが決まってくると考えられている。被害を小さくするためには、**社会要因による災害時の困難を最小限にする取組が重要**。

○人口の半分は女性であり、**女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分に配慮された男女共同参画の視点からの災害対応が行われることが、防災・減災、災害に強い社会の実現にとって必須**。

○非常時には、平常時における固定的な性別役割分担意識を反映して、ジェンダー課題が拡大・強化。**平常時からあらゆる施策の中に、男女共同参画の視点を含めることが肝要**。

○国の災害対応において**男女共同参画の視点を取り入れた取組を進める**。また、**地方公共団体が**、平常時の備え、初動段階、避難生活、復旧・復興の各段階において、女性が主体的な担い手であることを認識し、**男女共同参画の視点を取り入れた取組が進められるように国として支援を行う**。

基本認識

○男女共同参画社会の形成のためには、**社会制度や慣行が、実質的に男女にどのような影響を与えるのか常に検討されなければならない**。社会制度や慣行は、明示的に性別による区別を設けていなくても、結果的に男女に中立に機能しない場合がある。

○男女が自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されるためには、**男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響が中立的な制度・慣行を構築する必要がある**。

○また、男女の多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備を推進する。

○性別による差別的取扱いを受けず**個人として能力を発揮する機会が確保されること**、性別による差別的取扱いによって人権が侵害された場合に適切な救済を得られることが重要である。

施策の基本的方向

1 国の防災・復興行政への男女共同参画の視点の強化

○ 平常時より、国も地方公共団体も、**防災・危機管理部局と男女共同参画部局とが、より密接に連携・協働することが重要**。国は率先して取り組む。

2 地方公共団体の取組促進

○ 災害対応に当たっては、各地方公共団体において男女共同参画の視点からの取組が進められることが不可欠。

○ 「防災基本計画」、「避難所運営ガイドライン」、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」等に基づき、**地方公共団体の防災・危機管理部局と男女共同参画部局の連携を促進し、災害対応の各段階における、地方公共団体の男女共同参画の視点からの取組を推進**。

—

ア 防災・復興に関する政策・方針決定過程への女性の参画拡大

イ 防災の現場における女性の参画拡大

ウ 「防災・復興ガイドライン」の活用徹底

施策の基本的方向

1 男女共同参画の視点に立った各種制度等の見直し

○ 個人の働き方やライフコースの多様化、家族形態の変化を踏まえつつ、**全ての人**がその能力を十分に発揮できるよう、また、**様々な施策の効果が必要な個人に適切に届くよう、社会の諸制度を見直す**。

○ また、男女が共に仕事や家庭に関する責任を担えるよう、**男女の多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備を推進する**。

ア 働く意欲を阻害しない制度等の検討

イ 男女の多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備

2 男女の人権尊重の理念と法律・制度の理解促進及び救済・相談の充実

○ **人権尊重の理念に対する理解を深めるとともに**、各人が自らに保障された法律上の権利や、権利の侵害を受けた場合の対応等について正確な知識を得られるよう、法律・制度の理解の促進を図る。

○ また、政府の施策に対する苦情の処理や人権が侵害された場合の被害者救済体制・相談体制の充実及び周知を図る。

—

第10分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進

第11分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

基本認識

○依然として社会全体が変わるまでに至っていない要因の一つは、働き方・暮らし方の根底にある、長年にわたり形成された**固定的な性別役割分担意識**や**性差に関する偏見・固定観念、アンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)**。
 ○このような意識や固定観念は、**幼少の頃から長年にわたり形成され、女性と男性のいずれにも存在**。
 ○男女共同参画の推進に係る他の全ての取組の基盤として、また、様々な取組の実効性を高める観点から、**男女双方の意識を変えていく取組が重要**。
 ○家庭、地域、職場、学校、メディアなどのあらゆる場を通じて、**幼児から高齢者に至る幅広い層を対象に、男女共同参画を親しみやすく分かりやすいものとする**ことが重要。
 ○地方公共団体や関係機関・団体と連携し、**男女双方の意識改革と理解を促進**。また、**学校教育及びメディア分野等における政策・方針決定過程への女性の参画を促進**。

基本認識

○「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の重みを認識し、**あらゆる取組で常にジェンダー平等及びジェンダーの視点の主流化を確保**。
 ○**女子差別撤廃条約を積極的に遵守**、北京宣言・行動綱領に沿った取組を推進。
 ○G7、G20、APEC、OECD等における首脳級・閣僚級での**国際合意を確実に実施し、国際的な議論や取組に積極的に貢献**。
 ○**ジェンダーの視点からの国際社会の平和と安定及び繁栄の確保に貢献**。
 ○政府機関のみならず、国連を含む各種国際機関、地方公共団体、民間部門、市民社会等、**全てのステークホルダーとの連携・協力**。

施策の基本的方向

| | | |
|-----------------------|--|---|
| 1 教育・学習の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 校長を始めとする教職員や教育委員会における男女共同参画の理解を促進。学校教育と社会教育において男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実。 ○ 男女共同参画の視点を踏まえた生涯学習や能力開発を推進。 | ア 校長をはじめとする教職員への研修の充実 イ 男女平等を推進する教育・学習の充実 ウ 大学、研究機関、独立行政法人等による男女共同参画に資する研究の推進 エ 多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実 |
| 2 学校教育政策等決定過程の女性の参画拡大 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 校長や教頭など意思決定過程への女性の登用、特に校長への女性の登用を一層促進。 ○ 多様なモデルを提示し、様々な経験や役割を担う機会を積極的に与えるポジティブ・アクションなどを通じて、女性教員を育成。 | — |
| 3 国民的広がり・地域浸透型広報展開 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 固定的な性別役割分担意識等の男女双方の意識改革の取り組み。 ○ 関心の低い層・経営者や管理職等ごとに多様なメディア・コンテンツを活用。 ○ 各種情報の地域差があり、地方公共団体等と連携し、広報・啓発活動を推進。 | — |
| 4 メディア分野等との連携 | <ul style="list-style-type: none"> ○ メディアやクリエイティブな分野と連携した男女共同参画に資するコンテンツ等の情報発信、女性の人権を尊重した表現の推進、各業界における自主的な取組を促進。 | — |
| 5 女性の参画拡大 | <ul style="list-style-type: none"> ○ メディア分野等における意思決定過程への女性の参画拡大を促進。 | — |

施策の基本的方向

| | | |
|---------------------------------|--|---|
| 1 SDGs CEDAW など国連機関等との協調 | <ul style="list-style-type: none"> ○ SDGs実施指針改定版を踏まえた、ジェンダー平等の実現を含む我が国の優先課題への取組。 ○ 女子差別撤廃条約を積極的に遵守し、北京宣言・行動綱領に沿った取組を推進。 | ア SDGs達成 イ 女子差別撤廃条約等 ウ 北京宣言・行動綱領 エ UN Women等 |
| 2 G7、G20、APEC、OECDにおける各種合意等への対応 | <ul style="list-style-type: none"> ○ G7、G20、APEC、OECD等における首脳級・閣僚級での国際合意を確実に実施するとともに、進捗を把握し、施策の改善に活用。 ○ 国際会議の議長国となる場合、ジェンダー平等と女性・女児のエンパワーメントを重視し、国際的な議論をリード。 | — |
| 3 国際的なリーダーシップの発揮 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 開発協力において女性の参画を促進。 ○ 国連安保理決議第1325号等を踏まえたジェンダーの視点からの国際社会の平和と安定及び繁栄の確保に積極的貢献。 ○ 国際的な政策・方針決定過程への女性の積極的な参画を促進。 | ア 開発協力大綱 イ 平和や紛争下の性的暴力 ウ 国際的な分野での参画拡大 |

IV 推進体制の整備・強化

基本認識

- 男女共同参画社会の実現に向けた取組を一段と加速するため、広範かつ多岐にわたる取組を**官民が連携して推進**するとともに、あらゆる分野において**男女共同参画の視点を確保**し施策に反映することが重要。
- また、**男女別データの利活用**の促進や、当該データを男女共同参画の視点に立った政策の企画立案・実施につなげられる**人材育成**が重要。
- このため、**国内本部機構の機能**の充実を図り、特に、**監視・影響調査等の機能**を活用して実効性を高める。また、**男女共同参画推進連携会議**の場を活用し、国民的な取組を推進する。さらに、仕事と生活の調和等の課題に関して、**経済団体や労働団体等と連携**して取組を推進する。
- 地方公共団体が、**男女共同参画センター**をはじめ地域の関係機関・団体とともに、それぞれの機能を十分に発揮しながら緊密に連携し、地域における男女共同参画・女性活躍を進めるよう、支援の充実を図る。

施策の基本的方向

| | | |
|---|--|--|
| <p>1 国内本部機構の機能の充実・強化</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 総合的な企画立案機能、横断的な調整機能、監視・影響調査機能等を発揮するとともに、その機能を更に強化する。 ○ 男女共同参画推進連携会議の場を活用し、市民社会や民間団体、若年世代等との情報共有や連携を進め、各団体における中央組織から地方の現場への取組の浸透を図る。 | <p>—</p> |
| <p>2 男女共同参画の視点を取り込んだ政策の企画立案及び実施等の推進</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 政策の立案から実施までの各プロセスに男女共同参画の視点を取り込み、ジェンダー予算の考え方も考慮しつつ、施策の充実・強化を図る。また、男女共同参画会議における監視・影響調査等の機能を十分に活用し、実効性を高める。 ○ ジェンダー統計の充実の観点から男女別データの把握等に努めることが求められる。 ○ 政府の新型コロナウイルス感染症関連施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響等について、調査・分析等を実施する。 | <p>—</p> |
| <p>3 地方公共団体や民間団体等における取組の強化</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 様々な主体との連携強化を含め、地方公共団体の推進体制を一層強化。 ○ 男女共同参画センターの女性リーダー育成や女性活躍推進等の機能を十分に発揮できるよう支援。 | <p>ア地方公共団体の取組への支援の充実 イ男女共同参画センターの機能の強化・充実 ウ国立女性教育会館における取組の推進</p> |